

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年7月26日(2007.7.26)

【公表番号】特表2003-504312(P2003-504312A)

【公表日】平成15年2月4日(2003.2.4)

【出願番号】特願2001-504417(P2001-504417)

【国際特許分類】

A 6 1 K	47/48	(2006.01)
A 6 1 K	31/704	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 K	51/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	47/48	
A 6 1 K	31/704	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 K	49/02	C

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月8日(2007.6.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】ポリマー薬物結合体であって、以下：

i)少なくとも1つの抗癌剤；および

ii)デキストリンポリマーであって、ここで、該デキストリンポリマーが、ポリマー薬物結合体の安定性が増強される点で特徴付けられる少なくとも20モル%までのスクシノイル化によって修飾される、デキストリンポリマー、を含有している、ポリマー薬物結合体。

【請求項2】前記デキストリンが少なくとも30モル%までスクシノイル化される、請求項1に記載のポリマー薬物結合体。

【請求項3】前記デキストリンが30モル%から40モル%までスクシノイル化される、請求項2に記載のポリマー薬物結合体。

【請求項4】前記デキストリンが32モル%から36モル%までスクシノイル化される、請求項3に記載のポリマー薬物結合体。

【請求項5】前記デキストリンが約34モル%スクシノイル化される、請求項4に記載のポリマー薬物結合体。

【請求項6】前記デキストリン中の-1-6結合の割合が10%未満である、請求項1～5のいずれかに記載のポリマー薬物結合体。

【請求項7】前記デキストリン中の-1-6結合の割合が5%未満である、請求項6に記載のポリマー薬物結合体。

【請求項8】前記デキストリンの分子量が1000～200000の範囲の平均分子量である、請求項1～7のいずれかに記載のポリマー薬物結合体。

【請求項9】前記デキストリンの分子量が2000～55000の範囲の平均分子量である、請求項8に記載のポリマー薬物結合体。

【請求項 10】 前記デキストリンが、12よりも大きいDPのポリマーを15%より多く含む、請求項1~9のいずれかに記載のポリマー薬物結合体。

【請求項 11】 前記デキストリンが、12よりも大きいDPのポリマーを50%より多く含む、請求項10に記載のポリマー薬物結合体。

【請求項 12】 前記抗癌剤が、以下からなる群より選択される、請求項1~13のいずれかに記載のポリマー薬物結合体：シクロホスファミド；メルファラン；カルムスチン；メトトレキサート、5-フルオロウラシル；シタラビン；メルカプトプリン；アントラサイクリン；ダウノルビシン、ドキソルビシン；エピルビシン；ビンカアルカロイド；ビンプラスチン；ビンクリスチン；ダクチノマイシン；マイトイマイシンC；タキソール；L-アスパラギナーゼ；G-CSF；シスプラチン；カルボプラチン。

【請求項 13】 請求項1~12のいずれかに記載のポリマー薬物結合体を含有している、薬学的組成物。

【請求項 14】 前記組成物が、希釈剤、キャリア、または賦形剤を含む、請求項13に記載の薬学的組成物。

【請求項 15】 癌の処置のための医薬品の製造のための、請求項1~12のいずれかに記載のポリマー薬物結合体の使用。

【請求項 16】 ポリマー薬物結合体であって、：

i) 少なくとも1つの生物学的に活性な試薬；および

ii) デキストリンポリマーであって、ここで、該デキストリンポリマーは、ポリマー薬物結合体の安定性が増強される点で特徴付けられる少なくとも20モル%までのスクシノイル化によって修飾される、デキストリンポリマー、

以下を含有している、ポリマー薬物結合体。

【請求項 17】 前記試薬が画像化試薬である、請求項16に記載のポリマー結合体。

【請求項 18】 前記画像化試薬がチロシンアミドである、請求項17に記載のポリマー結合体。

【請求項 19】 前記試薬が診断薬である、請求項16に記載のポリマー結合体。

【請求項 20】 前記試薬が標的化試薬である、請求項16に記載のポリマー結合体。

【請求項 21】 前記標的化試薬がビオチンである、請求項20に記載のポリマー結合体。

【請求項 22】 請求項1~12のいずれかに記載のポリマー薬物結合体の薬学的有効量を含む、動物の被験体の処置のための組成物。

【請求項 23】 前記動物がヒトである、請求項22に記載の組成物。